

鳶尾第一住宅管理組合
管理規約・協定・細則の栞

駐車場運営細則

駐車場運営細則運用規程
駐車場駐車契約書

鳶尾第一住宅管理組合

駐車場運営細則-目次

<p>第1章 総則-----47</p> <p> 第1条（目的）-----47</p> <p> 第2条（定義及び用語）-----47</p> <p>第2章 月極め駐車場-----47</p> <p> 第3条（月極め駐車場の利用者及び車種の制限）-----47</p> <p> 第4条（駐車場抽選会）-----48</p> <p> 第5条（利用申込み）-----48</p> <p> 第6条（申込の審査）-----48</p> <p> 第7条（駐車契約）-----48</p> <p> 第8条（敷金）-----49</p> <p> 第9条（駐車場利用証明書の発行）49</p> <p> 第10条（駐車時間）-----49</p> <p> 第11条（駐車料金の決定及び金額）-----49</p> <p> 第12条（駐車料金の変更）-----49</p> <p> 第13条（駐車料金等の処置）----49</p> <p> 第14条（駐車料金の支払い等）--49</p> <p> 第15条（利用規則）-----50</p> <p> 第16条（解約届）-----50</p> <p> 第17条（駐車場抽選会における優先受付に関する措置）-----50</p> <p> 第18条（介護或いは看護又は公的業務に就く者の車両の駐車）50</p> <p> 第19条（契約書等の様式）-----51</p>	<p>第3章 来客用駐車場-----51</p> <p> 第20条（総則）-----51</p> <p> 第21条（来客用駐車場）-----51</p> <p> 第22条（来客用駐車場の位置）--51</p> <p> 第23条（来客用駐車場の利用料金）-----51</p> <p> 第24条（利用日数等）-----51</p> <p> 第25条（利用の届出及び制限）--51</p> <p> 第26条（利用の条件等）-----52</p> <p> 第27条（駐車場利用料金の処置）52</p> <p> 第28条（維持管理費等）-----52</p> <p>第4章 雑則-----52</p> <p> 第29条（管理対象物等の設置）--52</p> <p> 第30条（駐車場管理台帳類の作成等）-----52</p> <p> 第31条（文書及び台帳類の保存期間）-----52</p> <p> 第32条（様式或いは別表の改訂に関する特例）-53</p> <p> 第33条（細則運用規程）-----53</p> <p> 第34条（細則外の事項）-----53</p> <p> 第35条（改廃）-----53</p> <p>附則-----53</p> <p>別表第1 駐車場配置図-----55</p>
---	---

駐車場運営細則運用規程-目次

<p>第1条 利用者等の制限-----56</p> <p>第2条 利用申込み-----56</p> <p>第3条 審査-----56</p> <p>第4条 抽選会-----57</p> <p>第5条 契約-----57</p> <p>第6条 解約-----57</p> <p>第7条 利用について-----57</p> <p>第8条 その他-----57</p> <p>第9条 規程の改廃-----58</p> <p>附則-----58</p>	
--	--

駐車場駐車契約書-目次

<p>駐車場駐車契約書-----59</p>	
------------------------	--

駐車場運営細則

制定 昭和52年3月(1977-3)管理組合設立総会
 改正 昭和54年6月(1979-6)第3回通常総会
 昭和57年4月(1982-4)第6回通常総会
 昭和61年4月(1986-4)第10回通常総会
 平成2年4月(1990-4)第14回通常総会
 平成6年4月(1994-4)第18回通常総会
 平成11年4月(1999-4)第23回通常総会
 平成26年4月(2014-4)第38回通常総会

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、鳶尾第一住宅管理組合（以下「管理組合」という。）管理規約（以下「規約」という。）第42条（管理組合業務条項）第2項第二号イ（駐車場運営細則条項）の定めにより、次項に定める各駐車場を有料駐車場として使用、運営及び管理するため、必要な事項を定めることを目的とする。

2 各駐車場名称は、以下の各号とし、配置は駐車場運営細則別表第1駐車場配置図とする。

- 一 第一駐車場
- 二 第二駐車場
- 三 第三駐車場
- 四 第四駐車場
- 五 第五駐車場
- 六 立体駐車場
- 七 西側駐車場

(定義及び用語)

第2条 この細則において、規約に定めた定義及び用語を使用する。

第2章 月極め駐車場

(月極め駐車場の利用者及び車種の制限)

第3条 月極め駐車場（以下「駐車場」という。）の利用者（以下「利用者」という。）は、当団地内に居住する組合員又はその同居親族或いは住宅の借主（以下「組合員等」という。）に限るものとする。

2 駐車場を利用できる車種は、第1条第2項に定めた各駐車場の駐車スペースに駐車できる大きさであり、かつ隣接する駐車車両に迷惑を及ぼさないものであることを原則と置き、前項の利用者が利用する乗用車、貨物兼用乗用車、側車付き自動2輪車及び原動機付き3輪車とし、利用台数は原則として1戸に1台とする。

3 利用者は、規約第3条（規約及び総会決議等の遵守義務の規定、以下同じ。）及び同第12条（分割請求及び単独処分禁止の規定、以下同じ。）及び同第39条（権

利義務の継承) 但し書きを遵守しなければならない。

- 4 理事長は、第2項に定める車種と異なる車種の利用申込みにおいて、理事長が駐車場所を指定(西側17番～49番)し、車種限定(全幅1.8m以内・全長5m以内)することを条件に利用を認めることができる。この場合において、理事長は第6条第1項に定める審査を経て理事会が有資格者(第6条の申込の審査において理事会が適格判断した者をいう。)と認めた者でなければならない。

(駐車場抽選会)

- 第4条 敷地内に散在する駐車場利用の公平な利用を保つため、毎年11月に抽選方式により利用駐車場の割振り(以下「駐車場抽選会」という。)を行なうものとする。
- 2 駐車場抽選会へ参加できる者は、現在契約者或いは新規申込者であって、その年の11月定例理事会開催日を期限として、理事会が有資格者と認めた者とする。
 - 3 理事長が駐車場抽選会を行うときは、有資格者に対し理事会が別に定める開催通知、抽選会参加票・委任状・記録票(駐車場運営細則様式第8)を予め配付しなければならない。
 - 4 開催通知を受けた者が理由を告げずに駐車場抽選会を欠席した場合は、理事会は当該有資格者の資格を取り消し、駐車場契約を即刻解約できるものとする。
 - 5 駐車場抽選会の日程・運営・進行等に於いてこの細則に無い事項は、理事会が別に定めることができる。

(利用申込み)

- 第5条 駐車場の利用を申し込む者は、理事会が別に定める駐車場利用申込書(駐車場運営細則様式第1)に必要事項を記載のうえ、理事長に提出するものとする。

(申込の審査)

- 第6条 理事長が第5条の定めに基づき駐車場利用申込書の提出を受けたときは、理事会において同書の審査を行なうものとする。
- 2 理事会が適格と判断した者は、有資格者(「駐車場の利用を許可された者」をいう。以下同じ。)と認め、理事長は当該有資格者と駐車場駐車契約書を締結することができる。

(駐車契約)

- 第7条 理事長は、第6条の定めにより利用者を有資格者と決定したとき、当該有資格者(以下「契約者」という。)と別に定める駐車場駐車契約書を締結する。
- 2 理事長は、契約者に対し駐車場駐車契約書を交換すると同時に駐車場番号票(駐車場運営細則様式第3)を発行しなければならない。
 - 3 前項に定める契約の条項は、①駐車位置及び駐車場使用の証明、②駐車料金及び支払方法、③敷金、④賠償義務、⑤免責、⑥義務、⑦利用権の譲渡禁止、⑧駐車場番号票、⑨駐車料金の変更、⑩解約、⑪その他必要事項、とする。
 - 4 駐車場契約期間は、契約締結日より直近の駐車場抽選会開催日までとする。この契約期間を更新する者は、第4条に定める駐車場抽選会へ参加のうえ、同抽選日より翌年の抽選日までとする。

（敷金）

- 第8条 理事長は、駐車場駐車契約を締結する際には契約条項を担保するため、契約者から敷金として1万4千円の預託を受けるものとする。但し、この場合において敷金には利子を付けない。
- 2 理事長は、敷金を預託した契約者に対し理事会が定める敷金預かり証を発行のうえ、同時に敷金預かり証控えの保管を事務局長に命じるものとする。
 - 3 理事長は、当該契約者が第16条の解約届と同時に敷金返還請求書（駐車場運営細則様式第6）の提出を受理したとき、敷金を返還する。

（駐車場利用証明書の発行）

- 第9条 理事長は、契約者より「自動車の保管場所の確保等に関する法律」（昭和37年法律第145号）に基づき自動車の保管場所確保の証明書を発行する「車庫証明書発行願い」（駐車場運営細則様式第4）の申請を受けたときは、当該証明書を発行するものとする。
- 2 理事長は、前項の定めに係わらず駐車場駐車契約を締結した者が自動車の保管場所確保の証明書の発行のみを目的とした契約であることが明らかになったとき、当該証明書の発行を拒否することができるものとする。

（駐車時間）

- 第10条 駐車時間は一日24時間昼夜駐車制とし、利用者は契約の場所に駐車することができるものとする。

（駐車料金の決定及び金額）

- 第11条 駐車料金は、施設償却費、修繕費、事務管理費、その他必要な費用をそれぞれ算出し、合算した額とする。
- 2 駐車場の駐車料金は、1台につき月額6千円とする。
 - 3 有資格者と認められた者が複数台契約するときについても、1契約1台につき月額6千円とする。

（駐車料金の変更）

- 第12条 理事長は、一般物価の変動、駐車場内外の施設の改善を施したときは、これに相当した費用を勘案した額を課した駐車料金とすることができる。この場合において理事長は、第11条第2項或いは第3項に掲げた金額を変更する総会の決議を得なければならない。
- 2 前項により駐車料金を変更したとき理事長は、1か月の予告期間を経過後、徴収することができる。

（駐車料金等の処置）

- 第13条 駐車料金の収入及び施設収入金（雑収入等）は、駐車場設備費、運営費及び組合費へ繰入れ、共同の費用にあてる。なお、余剰金は修繕費積立金へ繰入れる。敷金は管理組合が預託する。

（駐車料金の支払い等）

- 第14条 契約者は、偶数月の27日に当月分及び翌月分の2か月分の駐車料金を理事会

の定める方法（会計細則第14条）「口座振替依頼書（1）（2）」（駐車場運営細則様式第5）により支払うものとする。

- 2 契約期間が1か月に満たない場合の駐車料金は、1か月を30日として日割り計算（10円未満の端数は四捨五入）して得た額を支払うものとする。
- 3 駐車料を滞納した場合、理事長は第8条に定めた敷金により滞納分を充当し、即刻駐車場契約を解約する。なお、敷金での充当が不足する場合は会計細則第15条を適用し、該当者に支払いを請求するものとする。

（利用規則）

第15条 契約者は、規約第14条（土地及び共用部分等の用法の規定、以下同じ。）を遵守しなければならない。

- 2 契約者が届出た車両を変更又は一時的に変更（車検又は修理等）するときは、「車両変更・短期間利用届」（駐車場運営細則様式第7）を理事長へ届出なければならない。

（解約届）

第16条 契約者が駐車場駐車契約を解約するときは、別に定める駐車場駐車契約の解約届・予告届（駐車場運営細則様式第2）と駐車場番号票を駐車場駐車契約書第10条（解約の規定、以下同じ。）に定めた期間内に理事長へ提出するものとする。

- 2 契約者が解約日以降の駐車料金を支払い済みのときは、理事長に対して残りの日数を日割計算により請求できるものとする。この請求は、「駐車場駐車契約の解約（又は予告）届」により届け出るものとする。

（駐車場抽選会における優先受付に関する措置）

第17条 理事長は、第6条第2項で有資格者と認められた者を含め同居する者に身体障害者福祉法（昭和24年12月26日法律第283号）に基づく認定を受けた者が車両を利用する場合であって、該当者が第4条に定めた抽選会に参加するとき、理事会が定める駐車場抽選会優先受付申請書（駐車場運営細則様式第9）を理事会に提出し、理事会が応諾の判断を行ったとき、抽選会優先受付を許可することができる。

- 2 理事長は、理事会運営細則第28条（役員業務の履行評価）に基づき規約第47条第3項（役員規定）に定めた役員の職務内容が誠実と判断したとき、該当する役員を抽選会において優先受付とすることができる。

（介護或いは看護又は公的業務に就く者の車両の駐車）

第18条 理事長は、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）及び関連法令により介護を目的として当団地を訪問する者が駐車許可を求める者に対して、利用者名・駐車場所名・期間・無償提供等を記した許可証を発行することができる。

- 2 理事長は、管理組合或いは居住者を対象とした公的業務に就く者に対して、利用者名・駐車場所名・期間・無償提供等を記した許可証を発行することができる。
- 3 前各項の適用を受けた者は、当該駐車車両内の見易い場所に許可証を掲示しなければならない。

（契約書等の様式）

第19条 この細則に定める契約書並びに利用申込書及び解約届けの様式等は、理事会が決定し又は変更することができる。

第3章 来客用駐車場**（総則）**

第20条 規約第42条第2項第二号ロに定める来客駐車場の使用、運営及び管理するため必要な事項を、この章で定める。

（来客用駐車場）

第21条 通路等の路上駐車を防ぐため、団地内居住者宅又は管理事務所を訪問する者の車両を駐車させるための場所をいう。なお、車庫証明等の発行はおこなわない。

（来客用駐車場の位置）

第22条 第21条でいう来客駐車場は、第3駐車場の1番及び2番とする。

- 2 理事長は、第1条第2項に定めた各駐車場において月極め契約台数に余りがある場合、余りの駐車区画を来客用駐車場として指定する事ができる。

（来客用駐車場の利用料金）

第23条 来客用駐車場利用料金は、同一車両一台につき以下の金額を合算した額とする。

- 一 駐車料金は、1箇所1日につき 300円
- 二 手数料は、1件（1の利用）につき 200円

（利用日数等）

第24条 利用日数は、1日を単位とする。

- 2 前項の1日とは、利用日の午前10時より翌日午前10時までをいう。
- 3 連続利用日数は、5日を限度とする。但し、理事長が福祉的事情（介護保険法以外の福祉的事情を指す）と認めた場合は日数を延長する事ができる。連続利用の場合、利用日初日の午前10時より最終日翌日の午前10時までとする。

（利用の届出及び制限）

第25条 利用の届出を行なう者は、団地内居住者とする。利用の届出は事前に別に定める所定の来客用駐車場利用届（駐車場運営細則様式第10）に記入捺印のうえ、駐車利用料金を添えて事務局へ届出さなければならない。

- 2 届出の受付は、先着順を基本とする。
- 3 届出の受付は、事務局の開設時間内とし、事務局長が利用許可の決裁を行なう。但し、利用台数に余裕があり事務局の開設時間外又は開設していないときは、理事長又は駐車場理事が届出を受理し、利用許可の決裁を行なうことができる。
- 4 収容台数を満たした場合は、利用の届出を断る事ができる。
- 5 利用許可の決裁をおこなった事務局長、理事長又は駐車場理事は、事務局職員に対し駐車許可証及び領収証の発行を指示する事ができる。

（利用の条件等）

第26条 利用者（利用の届出を許可された者。以下同じ。）は、理事長、駐車場正副理事及び事務局長等の指示に従わなければならない。

2 利用者への指示は、次の各号とする。

- 一 駐車許可証を駐車車両の見易い場所に掲示すること
- 二 駐車場契約者が届け人の場合、契約駐車場所に訪問客車両を駐車し、既契約車両を来客用駐車場に駐車する事を認める。いずれの車両にも駐車許可証を見易い場所に掲示すること。
- 三 バリカーの解錠・施錠、又は標識スタンドの設置・撤去は利用者が行なうこと。
- 四 この細則を遵守すること。
- 五 立体駐車場等において「軽4輪」と指定した場所には、全長4m全幅1.7m以上の車両は駐車できない。

3 来客駐車場駐車許可証を転貸してはならない。

4 天災、地震、盗難、火災その他の被害など、管理組合の責任に帰すべからざる事由に基づいて利用者の車両及び物品に損害が生じても、管理組合は一切の責任を負わないものとする。

5 利用者が故意又は過失により、来客用駐車場・駐車場、施設並びに他の駐車車両及び付属品に損害を与えたとき、利用者はその責任において直接該当者に対して賠償する等の処置をすることとする。

（駐車場利用料金の処置）

第27条 駐車場利用料金は、以下の区分に割り振るものとする。

- 一 駐車料金は、駐車場費会計の雑収入とする。
- 二 手数料は、修繕費積立金の雑収入とする。

（維持管理費等）

第28条 来客用駐車場の維持及び管理に要する費用は、駐車場費会計より支出するものとする。

第4章 雑則

（管理対象物等の設置）

第29条 理事長は、必要に応じて駐車場内に管理対象物等を設置することができる。この管理対象物の管理は、規約第42条第2項第二号ホを適用する。

（駐車場管理台帳類の作成等）

第30条 理事長は、駐車場管理台帳及び来客用駐車場管理台帳（以下「台帳類」という。）の作成及び保管を事務局に命じることができる。

2 事務局長は台帳類への記入に必要な事項が生じたとき、直ちに該当する台帳へ記入するものとする。

3 第1項の台帳類は、事務局で保管する。

（文書及び台帳類の保存期間）

第31条 この細則で定める文書及び台帳類保存期間は、自主管理運営並びに事務局の組織及び運営に関する細則で定める。

（様式或いは別表の改訂に関する特例）

第32条 規約等、細則等及び法令等の変更或いは総会の決議又は社会通念上の変化により、この細則に掲げる様式に改訂の必要が生じた場合は、理事会の決議によりおこなうことができる。この場合は、理事会は団地建物所有者に改訂の通知等適切な方法により周知しなければならない。

（細則運用規程）

第33条 理事会は、この細則に必要な具体的事項について駐車場運営細則運用規程を定めることができる。

（細則外の事項）

第34条 この細則に定めのない事項については、規約等、細則等及び法令の定めるところによる。

- 2 前項のいずれにもない事項は、総会の決議（規約第61条第2項の過半数決議）により決する。

（改廃）

第35条 この細則の変更又は廃止は、総会の決議（規約第61条第2項の過半数決議）により決する。但し、この細則の変更が規約の変更を必要とする事項であるときは、規約の変更を経なければすることができない。

附則

附則（昭和52年(1977年)3月25日管理組合設立総会、制定）

（施行期日）

第1条 この細則は、昭和52年4月1日から施行する。

附則（昭和53年(1978年)5月28日第2回通常総会、改正）

（施行期日）

第1条 この細則は、昭和53年12月1日から施行する。

附則（昭和57年(1982年)4月25日第6回通常総会、改正）

（施行期日）

第1条 この細則は、昭和57年9月1日から施行する。

附則（昭和61年(1986年)4月13日第10回通常総会、改正）

（施行期日）

第1条 この細則は、昭和61年4月13日から施行する。

附則（平成2年(1990年)4月22日第14回通常総会、改正）

（施行期日）

第1条 この細則は、平成2年4月22日から施行する。

附則（平成6年(1994年)4月24日第18回通常総会、改正）

（施行期日）

第1条 この細則は、平成6年4月24日から施行する。

附則（平成11年(1999年)4月18日第23回通常総会、改正）

（施行期日）

第1条 この細則は、平成11年11月28日から施行する。

附則（平成26年(2014年)4月27日第38回通常総会、改正）

（細則名称の変更）

第1条 昭和52年3月25日管理組合設立総会において制定した「駐車場経営細則」を平成26年4月第38回通常総会において名称を「駐車場運営細則」と改正する

（来客用駐車場運営基準の統合）

第2条 平成14年4月第26回通常総会において制定した来客用駐車場運営基準を第3章来客用駐車場としてこの細則に統合する。

（駐車場経営細則の効力）

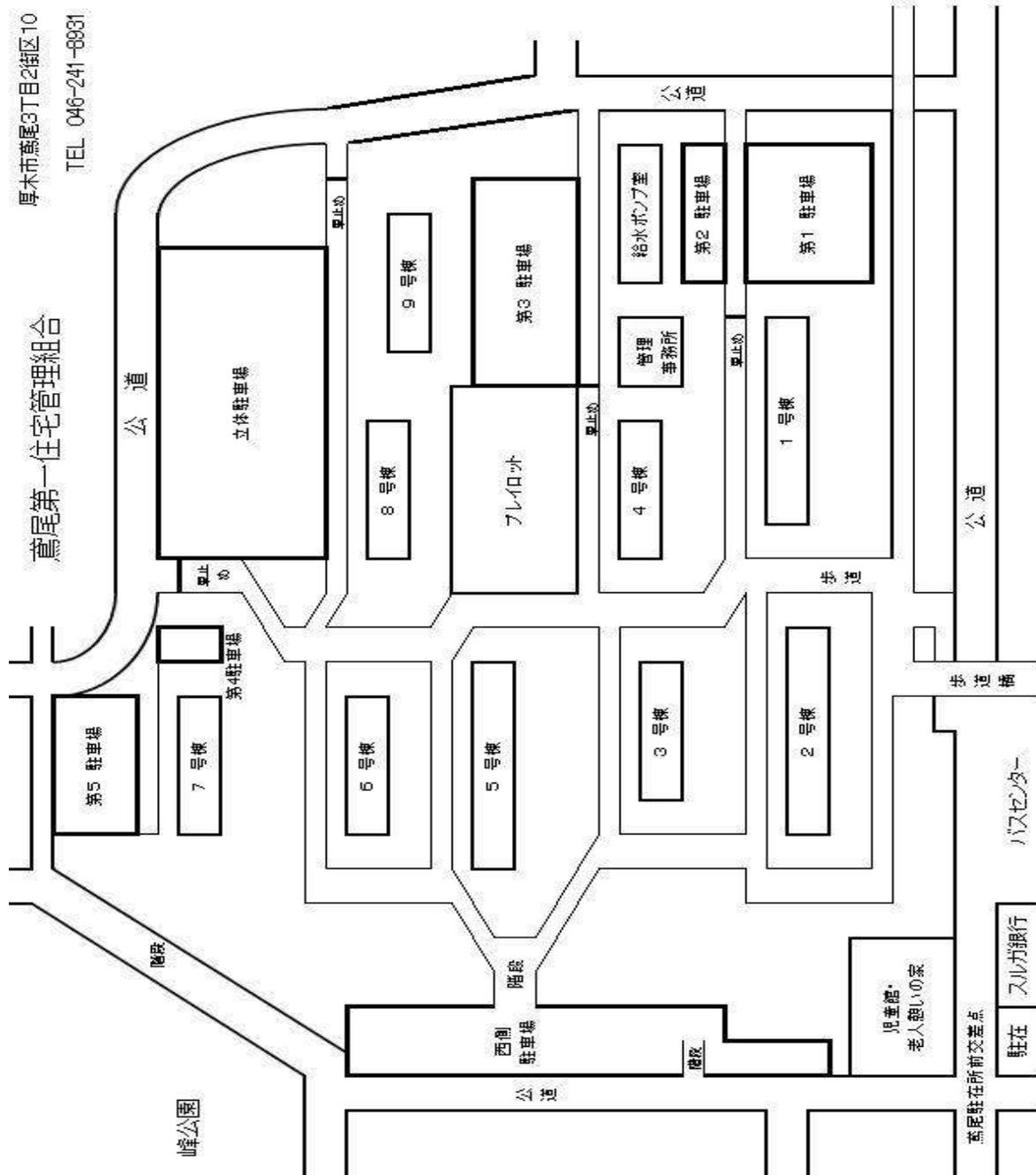
第3条 駐車場経営細則によりこの細則の施行期日までに生じた効力は、この細則においても及ぶものとする。

2 駐車場経営細則により管理組合と締結した駐車場自動車駐車契約書は、この細則においても効力を有するものとする。

（施行期日）

第4条 この細則は、平成26年6月1日から施行する。

駐車場運営細則 別表第1 駐車場配置図



駐車場運営細則運用規程

制定 平成14年4月(2002-4)第26回通常総会
改訂 平成26年4月(2014-4)第38回通常総会

この駐車場運営細則運用規程（以下「規程」という。）は、駐車場運営細則（以下「細則」という。）に則り、駐車場契約者に対する駐車場利用等に関する運用方法を定める。

第1条 利用者等の制限

- 1 当団地に居住する組合員等（細則第2条第1項に定めた利用者をいう。以下同じ。）で車両を利用している者に限る。
- 2 車両制限
 - 一 車種
 - イ.乗用車又は貨物兼用乗用車（トラックは不可、但し軽車両は除く）。
 - ロ.車両ナンバー車種表示番号頭数字は3・4・5・7とする。
 - 二 寸法・重量
 - イ.全長 5.0m以内
 - ロ.全幅 1.8m以内
 - ハ.高さ 2.0m以内（立体駐車場1階及び西側駐車場車庫部）
 - ニ.重量 1.7t以内（車両重量）

※一部駐車場では、上限以内の車両でも駐車できない場所があります。
- 3 台数制限
 - 一 一戸に一台を原則とする。
 - 二 駐車台数に残余がある場合は、一戸の複数台数契約を認める。
- 4 細則第3条第4項による車種制限の条件は、理事長が指定する駐車区画に駐車可能な車種とする。

第2条 利用申込み

- 1 駐車場利用を申し込む者は、「自動車駐車場利用申込書」（以下「申込書」という。）に必要事項を記入捺印して事務局長に提出する。事務局長は受理した申込書を理事長に提出する。申込み締め切り期日は9月末日とする。但し、理事会の決議により締め切り期日を変更することができる。
- 2 抽選中途期間(抽選会から翌年9月末日まで)の一台目申込みの取扱い
 - 一 駐車台数に残余がある場合は、申込書を受け付けなければならない。
 - 二 残余が無い場合は、申込み順とし待機を通告する。
 - 三 残余が発生した場合は、直ちに上位待機者に通知する。
 - 四 この抽選中途期間は、理事会の決議により変更することができる。
- 3 抽選中途期間(抽選会から翌年9月末日まで)の二台目等の申込み取扱い
 - 一 一台目の申込み者が無く駐車台数に残余がある場合は、申込みを受け付ける。
 - 二 残余が無い場合は待機者となり、一台目待機者より下位の順位となる。
 - 三 この抽選中途期間は、理事会の決議により変更することができる。

第3条 審査

申込書提出を受けた理事長は、理事会に諮り適否を決定する。

第4条 抽選会

- 1 駐車場利用者は、抽選会に参加しなければならない。但し、役員以外の優先受け付け者は除く。
- 2 抽選会は、毎年11月の最終日曜日に実施する。
- 3 抽選により次期抽選会までの駐車場所を決定する。
- 4 抽選会参加資格者は、既契約者の有資格者及び指定日までに新規申込みを済ませ有資格者と認められた者。
- 5 参加者名簿は事務局長が作成し、理事長及び駐車場理事の承認を得ること。
- 6 参加者への通知は、事務局長が遅滞無くおこなうこと。

第5条 契約

- 1 理事長は、理事会が利用者を決定したときは当該利用者と「駐車場自動車駐車契約」を締結する。
- 2 駐車料金は、月額6,000円とする。
- 3 契約期間は、1年間を基本と置き抽選会から次期抽選会までの期間とする。
- 4 中途期間での契約期間は、次期抽選会までとする。
- 5 抽選会に参加することにより、契約は更新される。

第6条 解約

- 1 利用者が「駐車場自動車駐車契約」を解約するときは、「自動車駐車契約解約(又は予告)届」を理事長に提出する。
- 2 理事長は、駐車料金未納による敷金充当期間が完了した時点で当該利用者との契約を即刻解約できる。
- 3 理事長は、第1駐車場・立体駐車場等の利用申し合わせ事項を遵守しない契約者には警告を発し、再度の警告を無視した場合は、規約14条1項(共同の利益に反する行為)により契約を即刻解約することができる。
- 4 駐車場番号票等の返還。

第7条 利用について

- 1 立体駐車場及び西側駐車場車庫部
 - 一 ディーゼルエンジンは駐車できない。
 - 二 アイドリングは適宜な時間内とする。
 - 三 騒音発生には配慮すること。
 - 四 車両高さ2.0mを越える車両は、駐車できない。
- 2 立体駐車場及び第1駐車場の居住棟側
 - 一 排気ガス排気口を居住棟側に向けない。
 - 二 夜間のライト点灯には配慮すること。
- 3 全ての駐車場
 - 一 夜間の騒音発生には配慮すること。
 - 二 施設等に損傷を与えた場合は、直ちに理事長、駐車場正副理事又は事務局長に届け出ること。また、その指示に従うこと。

三 駐車場に駐車するときは、車内の見易い場所に駐車場番号票を掲示すること。

第8条 その他

理事長は、車両寸法等がこの基準を超えた車両の駐車契約を求められた場合を含め、理由書(福祉などの目的)の提出を求め、理事会に諮り承認された時は駐車位置を特定し契約を締結することができる。

理由書の書式

特に書式を規定しないがA4版用紙を用い、管理組合理事長宛に届出年月日、理由を明記し署名捺印した書類とする。

第9条 規程の改廃

この基準の改廃は、理事長が発議し理事会が決議する。

附則 規程の公示と運用開始日

第1条 理事会が決議し、公示日の1か月後より運用する。

第2条 運用開始日は、平成14年5月21日とする。

附則 規程の改訂と運用開始日

第1条 この改訂規程運用開始日は、平成26年6月1日からとする。

駐車場駐車契約書

制定 昭和52年3月(1977-3)管理組合設立総会
 改正 昭和57年4月(1982-4) 第6回通常総会
 昭和61年4月(1986-4) 第10回通常総会
 平成2年4月(1990-4) 第14回通常総会
 平成6年4月(1994-4) 第18回通常総会
 平成11年4月(1999-4) 第23回通常総会
 平成26年4月(2014-4) 第38回通常総会

鳶尾第一住宅管理組合理事長（以下「甲」という。）と鳶尾3丁目2街区分譲住宅居住者
 _____（以下「乙」という。）とは、甲の管理する駐車場内において、乙の利用
 する下記の自動車を駐車するため次条以下の通り契約を締結する。

自動車の表示 ①車輜型式 _____

②車輜登録番号 _____

③車名 _____

（駐車場使用の証明）

第1条 甲は、乙の請求により、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条第1項の規定に基づく自動車の保管場所の確保を証する書面に所要の証明をおこなう。

（駐車料金）

第2条 駐車料金は、月額6千円と定め、乙は、本契約締結と同時に甲の定める方法により駐車料を支払うものとする。但し、月の途中で契約締結の場合は、1か月を30日として日割り計算をおこなうものとする。

2 月の途中で解約した場合は、乙は利用月の月額分を支払わなければならない。但し、乙が1か月又は退去を理由に2週間の予告期間をもって解約の申告をした場合は、日割り計算にて支払うことができる。

（敷金）

第3条 乙は、本契約成立と同時に敷金として1万4千円を甲に委託しなければならない。但し、敷金には利子を付けない。敷金は、本契約の解除又は解約日から計算して、14日以内にその金額を乙に返還するものとする。

（乙の賠償義務）

第4条 乙又はその代理人、使用人、運転手、同乗者、その他乙に関係する者が故意又は過失により本駐車場又はその施設並びに本駐車場に駐車中の他の自動車又は付属品に損害を与えたときは、乙は、自己の責任においてその損害金を直接相手方に対して賠償しなければならない。

（甲の免責）

第5条 天災、地変、火災、盗難その他の被害など甲の責に帰すべからざる事由に因って乙の自動車その他の物件に損害が生じても、甲は、一切その責を負わないものとする。

（乙の義務）

第6条 乙が駐車場の利用に際しては、甲又は甲の指定する者の指示を遵守しなければならない。

2 乙が本契約に表示した自動車を変更した場合及び、車検、修理等の理由により代替自動車を短期間駐車させる場合は、別に定める様式により、速やかに甲に届け出な

なければならない。

- 3 乙が本契約を更新する場合は、抽選方式による駐車場の割振りを行なう抽選会（以下「抽選会」という。）に参加しなければならない。

（利用権の譲渡禁止）

第7条 乙は第6条第2項の届け出をした以外、契約外の自動車を駐車したり又は他人に本駐車場を利用させる事、あるいは、本契約上の権利を譲渡することはできない。

（駐車場番号票）

第8条 甲が駐車場番号票を発行したとき乙は、車内の見易い場所に掲示しなければならない。この駐車場番号票の再発行は有料とする。この契約の解除又は解約のとき駐車場番号票は、甲に返還しなければならない。

（駐車料金の変更）

第9条 甲は、総会の決議を受けて施設の改善又は一般物価の変動等により駐車料金を変更したときは、契約期間内といえども1か月の予告期間をもって駐車料金を改定することができる。

（解約）

第10条 本契約期間中に解約しようとするときは、甲又は乙は1か月前に各々相手方に予告しなければならない。但し、乙が当該団地から退居する時は、乙は退去する日をもって本契約は解約するものとする。この場合の駐車料金は第2条の協定により計算するものとする。この場合、乙は2週間前に甲に予告しなければならない。

- 2 乙が駐車料の納付を怠り、敷金を充当してもなお不足する恐れがある時は、甲は事前に乙に通知し、敷金を駐車料に充当して、契約を解除する。

（契約の解除）

第11条 乙が本契約に違反したときは、甲はなんらの予告なしに直ちに本契約を解除することができる。

（契約の期間）

第12条 本契約の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年11月抽選日までとします。この契約期間は乙が抽選会に出席参加したとき、甲は本契約の有効期間を次回抽選会まで延長することができる。

この契約を証するため契約書2通を作成し、それぞれ記名及び押印のうえ、各1通を保有することとする。

平成 年 月 日

甲 鳶尾第一住宅管理組合

理 事 長 _____ ⑩

乙 号棟 号室

氏 名 _____ ⑩

（附 則）

この契約書は、平成2年(1990年)4月22日から施行する。

この契約書は、平成11年(1999年)11月抽選日から施行する。

この改訂契約書は、平成26年(2014年)6月1日から施行する。